

企業会計基準適用指針案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）  
「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」へのコメント

2021年3月18日  
経団連 経済基盤本部

**質問 1（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）**

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。  
また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**（コメント）**

「海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる」とある。下線部に関して、海外の投資信託で、投資信託財産の流動性が低い等の理由によりタイムリーに基準価額を得ることができない場合には、時価の算定日と基準価額の算定日が1か月を超えることも許容されるものと解する。このような理解でよいか確認したい。

**質問 2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）**

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第24-3項）を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。  
また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、レベル3に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**（コメント）**

24-3項の取扱いを適用した投資信託について、期首残高から期末残高への調整表の開示を求めることには、以下の理由から同意しない。

- 今回、24-3項の取扱いを適用する可能性のある金融商品について、「仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多い」と整理される一方で、その裏付けは示されていない。実際に24-3項の取扱いを使用する金融商品の具体例や残高が判明し、そこに重要性があると考えられる場合に改めて検討すべきであり、導入当初から、IFRSを超える可能性のある開示を導入すべきではない<sup>1</sup>。
- 24-3項の取扱いを適用した場合、時価は基準価額となり、時価の算出における不確実性は存在しない（時価は一意に決まる）。レベル3のインプットを用いた金融商品のような時価算出の不確実性はない以上、今回、レベル3で求められるような開示の拡充を行うのは根拠が希薄である。

<sup>1</sup> IFRSでは、レベル3に該当しない限り調整表は要求されていない。

### 質問3（投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問）

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

24-8 項の「投資信託財産が不動産である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ。）について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。」とあるが、下線部について想定されている内容を具体的に示してほしい。

### 質問4（投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第 24-9 項）を適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

24-9 項の取扱いを適用した投資信託について、期首残高から期末残高への調整表の開示を求めることには、以下の理由から同意しない。

- 24-9 項の取扱いを適用した場合、時価は基準価額となり、時価の算出における不確実性は存在しない（時価は一意に決まる）。レベル3のインプットを用いた金融商品のような時価算出の不確実性はない以上、今回、レベル3で求められるような開示の拡充を行うのは根拠が希薄である。

### 質問6（適用時期等に関する質問）

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

適用指針に定められる金融商品を多く保有する金融機関等にとっては、相応の準備期間が必要であることから、適用時期を1年延ばす（2022年4月開始事業年度からとする）ことも含め、準備期間の十分性について慎重に検討すべきである。

### 質問7（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

（コメント1）

現在「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の経過措置の対象である投資信託は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針適用指針第19号」5-2項の注記の適用が免除され、注記の欄外に適用していない旨等を記載すれば足りることとなっている（現行の「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項）。

しかし、今般の改正「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が、2022年3月期末から適用された場合、投資信託についても「金融商品の時価等の開示に関する適用指針適用指針第19号」5-2項の開示が要求される。ここで、同5-2項の(4)の②の「時価がレベル3に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表」では、2021年4月1日時点での投資信託の

レベル別区分が必要になるが、準備期間が十分ではない状況で、適用初年度においてこのような調整表の作成を求めるべきではない。適用初年度に限り 5-2 項の(4)の②の開示を求めないこととすべきである。

(コメント 2)

「時価の算定に関する会計基準」は IFRS 第 13 号「公正価値測定」をコンバージェンスした基準であり、IFRS 第 13 号に基づいて適切に測定された投資信託の時価が、本公開草案を契機とした見直しの対象にはならないものとする。そのような理解で良いか確認したい。

以 上